

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで  
③ 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで

私は、老後のために国民年金保険料を最後まで納付していたが、国の年金制度ということで信用していたので、領収書は残していなかった。

妻と私の二人分の保険料を私が納付してきたので、申立期間が妻は納付済みで私だけ未納とされているのは納得がいかない。保険料を納付するお金に困ったことは無く、今も二人の娘の保険料を私が納付している。申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②及び③の前後に連続する昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を、納付日付は不明ではあるが、過年度納付していることが確認できることから、これらの過年度納付期間にそれぞれ挟まれている申立期間②及び③について未納とされているのは不自然である。

一方、申立人は、申立期間については夫婦二人分の保険料を現年度納付していたとしており、申立人の妻については現年度納付していたことが確認できるが、A市が保管する申立人の被保険者名簿を見ると、昭和 62 年 8 月 26 日に申立人から「25 年納付したのでもう納付しない。」との申出があった旨の記載が確認できる上、同市保管の「納付データ明細表」によれば、申立人は、61 年 4 月 1 日に同年 1 月から同年 3 月までの保険料を現年度納付した後は、同年 4 月から 63 年 3 月までの保険料については現年度納付したことはされておら

ず、平成元年2月20日に昭和63年4月から平成元年1月までの保険料を現年度納付した時点から現年度納付を再開したことが確認できることから、申立期間当時、夫婦二人分の保険料を一緒に現年度納付していたとする申立人の主張とは相違する。

また、上記のとおり、申立人は昭和62年8月時点で、以後の保険料を納付しないとの意思表示をいったん行った後、平成元年2月から保険料の現年度納付を再開したことがうかがわれることから、このころから過年度保険料の納付も開始したと考えても不自然ではなく、この時点を基準とすると、申立期間①の保険料は、時効のため、納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年6月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年2月まで

私は20歳になると国民年金に加入しなければならないことは知っていた。伯母から誕生日の前に加入手続きをするように教えられ、市役所で加入手続きを行った。申立期間当時は収入が少なく自分では保険料を納付できなかったため、母親に納付してもらっていた。

申立期間の保険料納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、16か月と比較的短期間である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立人の20歳の誕生月である平成2年\*月であり、申立人の主張どおり、このころ申立人は国民年金加入手続きを行ったものとみられることから、申立期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は昭和39年1月の国民年金被保険者資格取得後、同年4月から60歳になるまで保険料の未納は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立期間当時、申立人の父親も同期間は納付済みとされているのに、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

このほか、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続等を適切に行っており、年金に対する関心が高かったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年6月まで

私は、A県に行っていたため、B市C区に住んでいた母親に、昭和56年から57年に国民年金の加入手続と保険料の納付を依頼した。そのため、母親が一括して納付してくれたと思っているが、申立期間のみが未納とされているので、納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は、昭和57年3月ごろに行われたものと推認される。この加入手続の時点では、申立期間を含む55年2月から57年1月までの保険料を納付することが可能であり、当該期間のうち、申立期間以外の期間の保険料はすべて納付されている。

また、申立人の戸籍の附票には、国民年金加入手続と同時期の昭和57年3月にA県に転居したことが記載されているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB市C区で払い出されており、以降、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）には住所変更の記載は無い。このことから、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付は同区で行われたと考えられ、申立人自身はA県に居住していたが、B市C区に住むその母親に国民年金の加入手続及び保険料納付を依頼したとする説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は3か月分ずつまとめて過年度納付されているほか、申立人の母親は、申立人の保険料を納付していたとする当時に、自身の保険料も過年度納付等により納付に努めていた状況がみられ、申立人の申立期間の3か月の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

国民年金制度発足当初に、私の母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。結婚後も同じ住宅に住んでおり、A市B区に転居するまで母親が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続きは昭和36年3月ごろに行われたものと推認され、国民年金制度発足当初にその母親が加入手続きを行ってくれたとする申立人の説明と符合する。

また、申立人の国民年金手帳の記載から、昭和36年度の国民年金保険料は前納されており、申立期間の直前の37年度の保険料も現年度納付されていることが確認でき、申立人の保険料を納付していたとするその母親の保険料納付意識は高かったものと認められるほか、申立期間の直後の39年度及び40年度の保険料は申立人が現年度納付している。

さらに、申立人は、昭和38年3月に婚姻（婚姻届は同年12月）したが、A市B区に転居するまではその母親が保険料を納付していたとしており、この点については、申立人の住民票により、同区に転居したのは同年12月であることが確認できる。

加えて、申立人の国民年金手帳の昭和37年度の印紙検認記録欄には、昭和37年12月20日に同年度の保険料を一括納付したことを示す検認印が押されており、当該検認印は、その内容から集金人のものとみられる。これは、A市における集金人制度の開始が同年11月であったことから、集金人が初めて申立人の母親宅を訪れたのが同年12月であったと考えられ、申立期間について

も、集金人が申立人の母親宅を訪れていたと推認される。このため、集金人が訪れたにもかかわらず、母親が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難いほか、申立人の母親は、申立期間の直前の36年度及び37年度の保険料を一括で納付していることから、申立期間についても、1年分をまとめて納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年4月まで

私は、国民年金手帳をもらってから妻と一緒に保険料を納付してきた。申立期間が私だけなぜ未納とされているのか納付できないので、納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号の払出時期から、夫婦の国民年金加入手続は昭和48年3月ごろに行われたものと推認される。この加入手続の翌月の同年4月以降、申立人が54年5月に、その妻が60年5月に厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金保険料は、申立人の申立期間を除きすべて納付されており、夫婦の保険料を納付していたとする妻の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、夫婦の国民年金手帳の検認日の記載及び社会保険庁が保管する夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）の記録から、昭和48年4月から51年3月までの保険料納付日はすべて夫婦同一であることが確認でき、妻が夫婦の保険料と一緒に納付していたとする申立人の説明に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和52年度及び53年度の国民年金保険料を前納しており、申立人の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月の直後（同年5月）に厚生年金保険被保険者となり、国民年金の資格を喪失している。A市が保管する申立人の被保険者名簿の記載から、この資格喪失の手続は、厚生年金保険被保険者資格取得の直後に適切に行われたことが確認でき、申立人の年金制度へ

の理解は高かったものと認められる。

また、申立人の被保険者台帳の昭和 54 年度の欄には、納付書送付との記載がある。これは、昭和 54 年 4 月の国民年金保険料の過年度納付書と考えられ、申立人が同月の保険料を現年度納付しなかったとしても、当該過年度納付書により納付したと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年9月、同年10月及び7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年6月まで  
② 平成6年9月及び同年10月  
③ 平成7年1月

会社退職後は、常にA市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、最寄りの郵便局で保険料を納付してきた。厚生年金保険と国民年金の保険料を重複納付し、その還付を受けたこともあり、保険料納付意識を高く持っている。このため、短期間とはいえ保険料を未納としたことはあり得ないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、平成元年4月に会社を退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は3年11月に同市で払い出されたことが記載されている。同市が保管する被保険者名簿では、申立人に対し、同年10月に新規に年金手帳を交付したことが記載されているほか、申立期間①当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁及びA市の記録では共に、申立人の国民年金資格取得日は平成3年1月8日となっており、申立人が唯一所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも同日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成3年10月ごろに行われ、その際に、同年1月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立期間①の当時は、国民年金に未加入であった上、申立期間①は、

資格取得前の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、当初、申立期間①の国民年金保険料を郵便局で納付したとしていた。しかし、A市では、その当時、郵便局で保険料を納付することはできなかったとしており、申立人の説明と相違するほか、申立人は、後日の聴取では、その母親に納付してもらったかもしれないとするなど、記憶があいまいである。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立期間②及び③については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の元妻の当該期間の国民年金の資格種別（第3号被保険者と第1号被保険者）変更処理は、平成8年7月に行われたことが記録されている。このことから、申立人の当該期間の国民年金の資格種別（第2号被保険者と第1号被保険者）変更処理も同年7月に行われたものと推認される。この時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、社会保険庁のオンライン記録では、当該期間のものと思われる過年度納付書が同年7月に作成されたことが記録されている。

また、申立人の元妻は、申立人の国民年金保険料の納付を申立人の母親に依頼したことがあるとしており、申立人の母親も元妻に頼まれて申立人の保険料を納付したことがあるとしている。申立人とその元妻は、平成5年7月に婚姻しており、平成5年度の申立人の保険料は婚姻前に前納していることから、元妻が申立人の母親に納付を依頼したとする保険料は、申立期間②及び③の過年度保険料以外に該当するものは無い。

さらに、申立人の母親は、申立人の元妻に依頼されて納付した国民年金保険料は月額1万円程度と記憶しており、申立期間②及び③の保険料額（月額1万1,100円）とほぼ合致する。

加えて、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を市役所か農業協同組合で納付したと記憶している。この点については、A市を管轄する農業協同組合では、申立期間②及び③の当時、国庫金（過年度保険料）を取り扱うことは可能であったとしており、申立人の母親の説明に不自然な点は見受けられない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年9月、同年10月及び7年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで

私の両親から、将来のことを考えて、国民年金保険料をしっかりと納付しなくてはいけないと言われていたので、加入手続した時期は記憶していないが、保険料はすべて納付したはずである。自営の事業も当初から好調で収入もあり、一部の期間だけ納付せず未納にするはずがないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った時期について不明としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和50年12月ごろに加入手続が行われたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年10月から50年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和50年12月ごろに、申立期間の直前の45年9月から48年3月までの保険料を特例納付しているほか、申立期間以後の保険料はすべて納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、上記の過年度納付が可能な期間の国民年金保険料は、昭和50年1月から同年3月までを除いて、申立人が納付した特例納付の保険料より低額又は同額である。このことから、社会保険庁の納付記録どおりとすると、申立人は、特例納付保険料より低額で納付することができる期間の保険料を納付せず、特例納付のみを行ったこととなり、不自然である。

一方、申立人の国民年金加入手続が行われた昭和50年12月ごろの時点では、申立期間のうち、48年4月から同年9月までの保険料は時効により納付する

ことはできない。

加えて、申立人が申立期間以前の期間の国民年金保険料を納付した第2回特例納付では、昭和48年3月までの保険料が納付可能とされており、第2回特例納付によっても同年4月から同年9月までの保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 愛知厚生年金 事案1793

### 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成10年10月については34万円、11年10月、17年8月及び19年8月については32万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の標準賞与額の記録については、申立期間のうち、平成15年12月19日については15万4,000円、17年12月20日については22万7,000円、18年7月20日及び19年7月13日については14万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成19年8月まで

私が所持している給与明細書の報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額を比較したところ、申立期間の標準報酬月額は報酬月額より低額であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

また、賞与についても、所持している賞与明細書(平成15年7月から19年7月)よりも低額であれば記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁の記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間のうち、平成10年10月については32万円、11年10月、17年8月及び19年8月については30万円と記録されているが、申立人が所持している給与明細書により、10年10月については34万円、11年10月、17年8月及び19年8月については32万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成10年10月については34万円、11年10月、17年8月及び19年8月については32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が平成10年10月、11年10月、17年8月及び19年8月については一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 また、社会保険庁の記録によると、申立人の標準賞与額は、申立期間のうち、平成15年12月19日については12万4,000円、17年12月20日については19万7,000円、18年7月20日及び19年7月13日については11万4,000円と記録されているが、申立人が所持している賞与明細書により、15年12月19日については15万4,000円、17年12月20日については22万7,000円、18年7月20日及び19年7月13日については14万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年12月19日については15万4,000円、17年12月20日については22万7,000円、18年7月20日及び19年7月13日については14万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賞与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額と社会保険庁に記録されている標準賞与額が、平成15年12月19日、17年12月20日、18年7月20日及び19年7月13日については一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、上記以外の期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、上記以外の期間に係る標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与額又は事業主が源泉控除していたと認められる保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額と社会保険庁に記録されている標準賞与額が一致していることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成12年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月31日から同年11月1日まで  
私のA社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は、平成12年10月31日とされている。

しかし、私は、平成12年10月31日までA社B支店に勤務し、同年11月1日からは、多くの従業員と共に関連会社のC社に移籍しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社B支店に平成12年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成12年10月分の給与明細書における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に確認できないため不明であるが、事業主が資格喪失日を平成12年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難い上、13年6月に社会保険事務所がA社B支店に対して実施した事業所調査において、申立人と同じく資格喪失日が12年10月31日と記録されている複数の同僚について事業所の届出が誤っており、資格喪失日を同年11月1日に訂正することが必要である旨指示していることから、

事業主が同年 10 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を平成3年4月から同年9月までは36万円、同年10月から4年2月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から4年3月31日まで  
② 平成4年3月31日から6年1月20日まで

私がA社に勤務していた申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額は、銀行に振り込まれていた給与額と大きな隔たりがあるので、実際の報酬額に見合った記録に訂正してほしい。

また、私は、A社が平成6年1月に倒産するまで勤務し、退職した後、雇用保険の失業給付を受けており、4年3月31日に同社が厚生年金保険を脱退(全喪)したことは会社から一切説明を受けていないので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは36万円、同年10月から4年2月までは41万円と記録されていたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年3月31日)以降の同年4月8日付けで、申立期間の標準報酬月額が遡及して8万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社では、申立人以外の57人についても、申立人と同日に、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないこと

から、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年4月から同年9月までは36万円、同年10月から4年2月までは41万円とすることが必要と認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録及び給与の振込記録から、当該期間に申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は平成4年3月31日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、当該期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社が加入していたB健康保険組合における申立人の被保険者期間は、厚生年金保険の被保険者期間と同じ平成2年4月12日から4年3月31日までとなっている。

さらに、申立人は、平成4年4月1日から現在までは、C市の国民健康保険に加入している上、同年4月から13年12月までは、国民年金の保険料を納付している。

加えて、当該期間当時の事業主及び事務担当者との連絡が取れないため、申立人のA社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和30年11月2日、資格喪失日は31年2月17日であると認められることから、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額は、7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月1日から27年5月1日まで  
② 昭和27年11月1日から29年4月1日まで  
③ 昭和29年4月1日から30年5月1日まで  
又は  
昭和31年10月1日から32年5月22日まで  
④ 昭和30年11月2日から31年2月17日まで  
⑤ 昭和32年9月7日から33年8月1日まで

申立期間に各事業所で働いていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨回答をもらった。給与から社会保険料を控除されていたと思うので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、申立人は、当該期間とは別の期間においてA社に2年くらい勤務していた旨証言しているところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日の月のみが異なるものの、同姓同名の者の厚生年金保険被保険者記録（昭和30年11月2日資格取得、31年2月17日資格喪失。）が確認できるとともに、当該被保険者記録が基礎年金番号に未統合となっていることが確認できることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間④においてA社に勤務し、申立人の同社における資格取得日は昭和30年11月2日、資格喪失日は31年2月17日であると認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、7,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、B社は、所在地を管轄する法務局に商業・法人登記の記録は無く、社会保険事務所の記録によると、同社は、昭和35年5月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人についても、B社における申立期間①の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、C社の同僚の証言から判断して、勤務した時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社の承継会社であるD社は、「当時の資料等は残っておらず、申立ての事実は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態については確認できない。

また、C社の厚生年金保険の新規適用日である昭和25年8月1日から申立期間②を含む30年3月24日までの期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、当該期間の健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間③については、申立人の証言及び申立人が名前を挙げている事業主等3人のE社での厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断して、勤務した時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた2人は、E社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、E社での勤務について、昭和29年4月1日から30年5月1日までの期間又は31年10月1日から32年5月22日までの期間のいずれかの期間に勤務していたと証言しているところ、社会保険事務所の記録により、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは29年6月1日であることから、申立期間③のうち、同年4月1日から同年5月31日までの期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日以降の期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間⑤については、A社は平成12年9月12日に破産しており、同社から、申立ての事実を確認できる関連資料や証言は得られない。

また、申立人は同僚の名前を覚えておらず、申立期間⑤にA社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の者に照会したものの、いずれも申立人のことを覚えておらず、申立ての事実を確認できる証言は得られない。

なお、申立人は、A社に2年ぐらい勤務していたと証言しているものの、申立人の勤務期間に関する記憶は極めて曖昧である上、前述のとおり、同社

の厚生年金保険被保険者記録において、昭和30年11月2日から31年2月17日までの期間について、生年月日の月のみが異なるものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、申立人が同社に勤務していた期間は、申立期間④であったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年4月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、16年3月、同年5月、同年7月、17年8月、同年10月から18年1月までの期間、同年4月、同年6月から同年9月までの期間及び同年11月から19年2月までの期間については32万円、15年9月、同年10月、16年12月、17年7月、同年9月、18年3月、同年5月、同年10月、19年4月から同年6月までの期間及び同年8月については30万円、16年1月、同年2月、同年4月、同年6月、同年8月から同年11月までの期間及び18年2月については34万円、19年3月及び同年7月については28万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日については3万円、16年12月15日については5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間①から④に係る上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から17年1月1日まで  
② 平成15年12月12日  
③ 平成16年12月15日  
④ 平成17年7月1日から19年9月1日まで

A社では、従来、基本給からのみ社会保険料を控除していたが、平成15年4月から19年8月までの間(ただし、17年1月から6月までの期間を除く。)は、成果給からも社会保険料を控除しており、社会保険庁の記録と相

違がある。給与明細書があるので、申立期間について、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び④については、社会保険庁の被保険者記録照会回答票（資格画面）では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、平成15年4月から16年11月までは22万円、16年12月、17年7月及び同年8月は16万円、17年9月から19年8月までは17万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、平成15年4月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、16年3月、同年5月、同年7月、17年8月、同年10月から18年1月までの期間、同年4月、同年6月から同年9月までの期間及び同年11月から19年2月までの期間については32万円、15年9月、同年10月、16年12月、17年7月、同年9月、18年3月、同年5月、同年10月、19年4月から同年6月までの期間及び同年8月については30万円、16年1月、同年2月、同年4月、同年6月、同年8月及び18年2月については34万円、16年9月及び同年11月については38万円、16年10月については36万円、19年3月及び同年7月については28万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内のため、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年4月から同年8月までの期間、同年11月、同年12月、16年3月、同年5月、同年7月、17年8月、同年10月から18年1月までの期間、同年4月、同年6月から9月までの期間及び同年11月から19年2月までの期間については32万円、15年9月、同年10月、16年12月、17年7月、同年9月、18年3月、同年5月、同年10月、19年4月から同年6月までの期間及び同年8月については30万円、16年1月、同年2月、同年4月、同年6月、同年8月及び18年2月については34万円、19年3月及び同年7月については28万円とし、給与明細書において確認できる報酬月額から、16年9月から同年11月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立期間①及び④の全期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月

額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③については、申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、A社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の賞与額及び保険料控除額から、平成15年12月12日については3万円、16年12月15日については5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②及び③に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和42年3月29日）及び資格取得日（45年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、42年3月から44年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月29日から45年1月21日まで

昭和41年4月、A社に入社し、途中、勤めを変えることなく退職した51年10月まで同社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和41年4月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、42年3月29日に資格を喪失後、45年1月21日に同社において再度資格を取得しており、42年3月から44年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務したことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「40年以上前のことでよく分からないが、申立人と面談したところ、申立期間も継続して当社に勤務していたことは間違いのないようであり、厚生年金保険料も控除していたと認めざるを得ない。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、A社の厚生年金保険被保険者を抽出調査（姓がアで始まる者全員：343人）したところ、306人（89%）

は厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる上、同社において複数回被保険者資格を取得している者37人のうち32人(全員の9%)は、前の資格喪失から再取得までの期間に他社での被保険者記録が確認でき、残る5人のうち連絡が取れた1人は、「健康問題などで、いったんA社を退職した。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所の記録から、昭和42年3月から44年10月までは6万円、同年11月及び同年12月は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のと通りの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、平成元年12月から2年5月までは26万円に、3年2月から同年9月までは41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月11日から2年6月30日まで  
② 平成3年2月21日から同年10月31日まで

申立期間①については、営業担当をしていたため、社会保険の手続については何も知らなかった。

申立期間②については、総務の仕事をしていたが、会社が社会保険料を滞納したため、社会保険事務所から何度も呼び出され、差し押さえるものも無いので、社会保険事務所の職員から給与を減額すれば納付しないでよくなるという指導を受けたので、社長の指示を受けて印を押した。

申立期間①及び②とも控除された社会保険料は、会社から返されること無く、うやむやとなってしまった。最近の報道で思い出し、気にしてはいたが、社会保険事務所から連絡を受けたので、同僚のためにも記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年12月から2年5月までは26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年10月5日）より後の同年11月1日付けで、元年12月11日にさかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は営業担当をしており、社会保険の事務手続処理に関与してい

なかったと主張しているところ、複数の同僚は、「申立人は営業・経理の仕事を兼任していた。」と証言していることから、申立人は社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円とすることが必要と認められる。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 2 月から同年 9 月までは 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（同年 10 月 31 日）より後の 4 年 3 月 4 日付けで、3 年 2 月 21 日にさかのぼって 8 万円に減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当時、総務・経理の仕事に携わり、社会保険事務の手續に参与し、社会保険事務所の職員から保険料滞納の処理の指導を受けているが、代表者の指示により遡及訂正の手續をしたもので、自分の権限で訂正処理をしたものではないと主張しているところ、複数の同僚は、「申立人は、社会保険事務について権限を有していなかった。申立人は、代表取締役の指示を受けて社会保険事務の手續をしていた。」と証言していることから、社会保険事務の手續についての権限を有していなかったと認められる。

さらに、B 社では、申立人以外に代表取締役も同様にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正がされていることが確認できるが、同人とは連絡がつかず、周辺事情を調査することができない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年3月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月17日から同年4月1日まで

私は、昭和28年4月に入社してから平成7年に定年退職するまで、A社に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の人事簿、雇用保険の被保険者記録及び健康保険組合の記録から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年3月17日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B支店は、昭和46年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではないものの、申立人及び同僚は、「B支店は新たに出来た部署であり、同所には数十人の従業員が勤務していた。」と証言しており、社会保険事務所の記録でも、同社B支店の新規適用時には95人の厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できる上、同社も厚生年金保険の適用事業所の届出が遅れたことを認めていることから、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、厚生年金保険の適用事業所の届出が遅れたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年5月30日から同年9月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を昭和29年5月30日及び同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月30日から同年10月31日まで

私は、昭和29年5月までB社のC船において機関員をしていた。同年3月には海技免許を取得し、B社とA社の話合いの上、同年5月30日をもってA社のD船に転船することになり、機関長として乗船した。同年10月末ごろまで勤めていたし、船員保険に加入していたと思うので、調査し、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に船員保険の記録がある同僚は、申立人はA社に勤務し、D船の機関長をしていたと証言していること、同郷の先輩E氏はD船に乗船していることを申立人から聞いていたことを証言していることから、申立人が同社のD船に乗船していたことが認められる。

また、申立人は、直前の勤め先のB社から会社間の話合いでA社に移っており、B社に引き続いて、A社に勤務したと主張しているところ、申立人の前任と思われる機関長は、昭和29年5月11日に船員保険の被保険者資格を喪失していることから、申立人は、同年5月30日には、D船に乗船していたものと認められる。

さらに、申立人は、A社を辞めた経緯について、昭和29年9月中旬にD船のエンジンが故障し、その修理後、責任をとって同社を退社したと主張してい

るところ、申立人の後任と思われる機関長は、同年9月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることから、申立人は、少なくとも同年8月31日まではD船に乗船して勤務していたものと認められる。

加えて、同僚は、当時、A社の社員は全員船員保険の被保険者資格を取得していたと証言している上、申立人から提出を受けた写真に申立人と共に写っている者（船長F氏及び甲板員G氏）は、いずれも申立期間に船員保険の被保険者記録が確認できることから、申立人のみ船員保険料を給与から控除すること無く、勤務させ続けたとは考え難い。

また、昭和29年5月から同年8月までの標準報酬月額については、職務内容が同一であった同僚の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の全喪日は不明であり、同社は昭和47年8月30日に解散していることから、保険料を納付したか否かについては不明であるが、当該期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和29年9月1日から同年10月31日までの期間について、申立人のA社における勤務実態及び船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和29年9月1日から同年10月31日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から同年12月7日まで

私は、社会保険事務所から教えられて、自分の標準報酬月額がA社全喪後に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていたことを知った。

平成12年8月にA社が設立された時は、私自身が事業主であったが、13年6月15日付けで変更され、そのころから厚生年金保険料の滞納が始まったと思われる。

しかし、私は、事業主から従業員の立場に変わってからも、給与及び厚生年金保険料の控除額は被保険者資格の取得時と変わらなかったため、申立期間について、遡<sup>そきゅう</sup>及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する50万円と記録していたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年12月31日）の後の14年8月19日付けで、13年6月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられている。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は同社設立時の取締役であったものの、平成13年3月26日に解任されていることが確認できるとともに、社会保険庁の記録によると、同年6月15日に事業主変更されたことが確認できるところ、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立人に係る標準報酬月額の訂正処理が行われた時点では、社会保険事務に関与していなかったと思われる。」としている上、同社において経理事務を担当していた従業員は、「申

立人は、設立当初から経理事務にも社会保険関係の手続にも関与していなかった。また、取締役を解任されたときには申立人は所在不明で、連絡が取れなかった。」としていることから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額が遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和25年3月25日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月25日から同年11月1日まで

私は、A社B支店に勤めていたが、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。同社を途中退職したことは無く、継続して勤務していたのに、一部期間が空白となっているのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社B支店において昭和23年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年3月25日に資格を喪失後、同年11月1日に同社において再度資格を取得しており、同年3月から同年10月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和22年11月1日資格取得、52年9月29日離職とされていることが確認できるとともに、同社の複数の同僚は、申立人が申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間の前後で、職務内容や雇用形態に変わりはなかったと証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和25年2月及び同年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録のとおり資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月から11年3月まで

国民年金保険料を支払うのは大変だったが、家を買う時の融資に年金や税金等の未払が影響することを思い、地道に支払ってきた。

申立期間の保険料は、私の妻が、納付書により、毎月、A銀行や郵便局、信用金庫等で支払った。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を毎月納付していたとしているが、申立人の申立期間前後の期間の保険料の納付状況を見ると、平成7年度及び8年度については、2か月又は4か月単位で納付されている期間もみられるほか、11年度については、同年度保険料を現年度納付可能な期限の間際である平成12年4月にまとめて納付されたとされており、申立期間当時の保険料納付の周期に係る申立人の妻の記憶とは相違している。

また、社会保険庁の記録には、申立人に対して平成12年12月に過年度保険料に係る納付書が作成されたとの記録があることから、申立期間のうち、同年12月時点で時効前であった10年11月から11年3月までの保険料は現年度納付されていなかったこともうかがわれる。

さらに、申立期間の大半は平成9年1月以降の期間であり、このころには年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から61年3月まで

私が20歳になった昭和41年\*月に、母親が、自宅に来た事務員(集金人)を通して国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料も納付してくれたはずである。

また、国民年金の資格喪失日は、社会保険庁では昭和57年10月1日と記録されているが、私が所持している国民年金手帳では、61年4月1日資格喪失と押印されており、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親は病気のため当時の保険料納付状況について確認することはできない。

また、社会保険庁が保管している申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)では、昭和57年10月1日に国民年金の資格を喪失したことが記載されている。この点について、申立人は、その所持する国民年金手帳では、資格喪失日は61年4月1日と記載されているのみで、57年10月1日の記載は無く、社会保険庁の記録と合致していないとしている。

しかし、被保険者台帳には、申立人の昭和57年10月の資格喪失を58年1月に社会保険事務所から社会保険庁に進達したことを示す記載があることから、同年1月までに資格喪失手続が行われていたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳は申立人の婚姻(昭和45年3月)前の姓で発行されているが、婚姻後の改姓や住所変更の記載が無く、41年12月の資格取得の記載以降は、61年4月1日の資格喪失と第3号被保険者資格

取得のゴム印が押されているのみであるほか、申立人の45年1月から50年3月までの保険料は未納となっている。これらのことから、当該国民年金手帳は長期間使用されておらず、第3号被保険者資格の取得手続の際に誤って61年4月1日資格喪失と記載したものと推認される。この点については、上記の国民年金手帳の後に発行された年金手帳の「国民年金の記録」欄には、57年10月1日資格喪失、61年4月1日第3号被保険者資格取得と記載されており、この記載は社会保険庁の記録とも合致し、不自然な点は見当たらない。

以上のことから、申立期間は、申立人が国民年金の資格を喪失後の無資格期間であり、無資格者に対して納付書が送付されることは無いことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年5月までの期間及び44年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月から44年5月まで  
② 昭和44年8月から48年3月まで

私は、20歳から国民年金保険料の納付は国民の義務だと思い、すべて納付してきたのに、申立期間が未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和48年4月にその妻の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されたことが記載されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金の加入手続の時期、場所及び国民年金手帳の受領に関する申立人の記憶は不明確である。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和48年4月ごろに行われ、その際に41年12月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、昭和45年4月に婚姻する前の国民年金保険料はその母親が納付してくれていたとしており、申立人は関与しておらず、母親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

加えて、申立人は、婚姻後はその妻が国民年金保険料を納付していたとしており、夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点(昭和48年4月)では、申立期間のうち、46年1月から48年3月までの保険料を過年度納付又

は現年度納付することが可能である。しかし、婚姻後の保険料納付を行っていたとする申立人の妻はその当時の保険料納付についての記憶が無いとしている上、妻も申立期間の保険料は未納であり、加入手続後に納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成3年3月まで

申立期間当時、私は大学生でA市の実家に住んでいた。私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続を行い、収入が無かった私の保険料を納付してくれていたはずである。納付の事実が確認できるものは無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人が20歳になった時にA市で国民年金の加入手続を行ったと記憶しているが、B市C区に転居した後かもしれないとしている。この点については、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年6月ごろに同区を管轄する社会保険事務所で払い出されており、申立期間当時にA市で、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年6月ごろにB市C区で行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時は学生で国民年金の任意加入対象者であり、任意加入対象期間については、制度上、加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできない。このため、申立人の母親が平成3年6月ごろに申立人の加入手続を行った際に、制度改正により学生が強制適用となった同年4月までさかのぼって資格取得したものと考えられる。したがって、申立期間は無資格期間であり、加入手続後に申立期間にさかのぼって保険料を納付することもできない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、平成3年10月に同年4月から同年10月までの国民年金保険料をまとめて納付し、その後は、4年3月まで

毎月、納付したことが記録されている。このことから、申立人の国民年金加入手続が3年6月ごろに行われ、その後送付された納付書により7か月分の保険料をまとめて納付したと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの期間及び平成9年10月から10年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から60年3月まで  
② 平成9年10月から10年4月まで

私は、老後の生活を考えると、年金はどうしても必要になると思っていたので、家計でも優先して欠かさず国民年金保険料を納付していた。途中で保険料が未納であるということはとても理解し難いので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の指示により国民年金保険料を納付していたとしており、申立期間の保険料納付の詳細については分からないとしている。

また、申立人の夫は、主に、自身が申立人の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間の保険料納付について具体的な記憶は無い。

さらに、申立人及びその夫は、夫の仕事の関係で別に居住していた時期があるとしており、夫婦の戸籍の附票により、申立期間①の前の昭和58年3月から申立期間②の後の平成10年7月までは、夫婦の住民登録地が別であったことが確認できる。この点については、夫婦の住民登録地が同一であった同年8月に申立期間②の直前の9年7月から同年9月までの保険料が過年度納付されたことが社会保険庁の記録により確認でき、申立期間②を含む同年7月から10年4月までの当時には、夫婦が別に居住していたため、保険料が現年度納付されなかったことが推測される。

加えて、上記の過年度納付が行われた直後の平成10年9月に、申立人及びその夫の住民登録地は再び別となっている。申立期間②のうち、9年10月から10年3月までの保険料の過年度納付書も送付されていたはずであるが、そ

の直前の期間の保険料を過年度納付した後、申立人の夫とは居住地が別になったため、当該期間の過年度納付が行われなかったとも考えられる。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、毎月自宅に来ていた町内（婦人会）の集金人に、妹の分と一緒に二人分の国民年金保険料を納付していた。3か月ごとの農業協同組合の領収印が押された領収書を受け取った記憶もあるので、申立期間について納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を納付しており、申立期間についても、以前から引き続き保険料を納付していたとしている。しかし、社会保険庁及び申立人が居住するA市の記録では共に、申立人は58年7月に国民年金の資格を喪失し、以後、61年4月に資格取得するまで、申立期間中に国民年金の資格を取得した記録は無い。

また、申立人は、国民年金の資格喪失手続を行った記憶は無いとしている。しかし、上記のとおり、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市が保管する申立人の被保険者名簿でも、申立人が昭和58年7月に国民年金の資格を喪失したことが記載されており、その記載内容から、この資格喪失の記録は、その当時に記載されたものであることが確認できる。申立期間当時には、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入者に該当していたことから、資格喪失手続が行われたことについて不合理な点は無く、ほかに申立期間当時に申立人の資格喪失手続が行われていたことを疑わせる事情も見当たらない。

さらに、A市では、申立期間当時には、納付書を発行しており、納付組織（婦人会）は国民年金保険料を集金して納付書により金融機関で納付していたとしている。しかし、上記のとおり、申立人の申立期間は資格喪失後の無資格期間

であり、無資格者に対して納付書が発行されることは無いことから、納付組織が申立人の保険料を集金し納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から55年5月までの期間、60年5月、同年6月、同年8月、同年9月、同年12月から61年8月までの期間、平成6年7月、同年8月、7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年11月から55年5月まで  
② 昭和60年5月及び同年6月  
③ 昭和60年8月及び同年9月  
④ 昭和60年12月から61年8月まで  
⑤ 平成6年7月及び同年8月  
⑥ 平成7年1月及び同年2月

申立期間①は、父親が私を同行させてA町役場の窓口で国民年金の加入手続と保険料納付を行った。その後は父親が納付していた。申立期間②、③及び④の前半は、B市で自営業をしている時に父親に送金し、父親が私の代わりにA町役場で保険料を納付してくれていた。その当時の何回かの領収書を父親から受け取ったが紛失したので所持していない。申立期間④の後半、⑤及び⑥は、私が納付していたので、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和54年12月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間①のうち、52年11月から54年3月までの保険料を過年度納付するとともに、同年4月以降の保険料を現年度納付することが可能である。

しかし、申立人は、申立期間①について、その父親と共に国民年金の加入手続を行った際に、父親が保険料を納付し、その後も父親がA町役場で納付

していたはずであるとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶は無く、父親が死亡しているため、その状況を確認することもできない。

また、A町では、国民年金の窓口や役場庁舎内の金融機関では国庫金（過年度保険料）を扱っていなかったとしている。一方、申立人は同町役場で保険料を納付したとしており、申立期間①の一部の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②、③及び④については、申立期間④の前半までは申立人はB市に居住していたが、国民年金保険料はA町に住む申立人の父親が納付していたとしている。この点については、社会保険庁のオンライン記録では、昭和61年4月に、申立人がB市からA町に住所変更したことが記録されている。このため、申立期間②、③及び申立期間④のうち、60年12月から61年3月までの期間は、申立人の国民年金の住所はB市に登録され、納付書も同市の住所に送付されていたと考えられることから、A町に居住していた申立人の父親が同町で保険料を納付していたとするのは不自然であるほか、父親が死亡しているため、その状況を確認することもできない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間②、③及び④の間に挟まれる昭和60年7月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料は、申立人がA町に戻った後に過年度納付されたものであることが確認でき、申立人がB市在住中にその父親が納付していたとする申立人の説明と相違するほか、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしており、申立期間②、③及び申立期間④のうち同市在住期間の保険料も過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間④のうち、申立人がA町に転居して以降の昭和61年4月から同年8月までの国民年金保険料については、申立人自身が町役場で納付したとするのみで、納付方法についての記憶は不明確であるほか、申立人の妻も当該期間の保険料は未納であるなど、申立人の当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間⑤及び⑥については、社会保険庁のオンライン記録により、当該期間の国民年金の資格（第1号被保険者）は、基礎年金番号制度の施行（平成9年1月）以降に記録されたものであることが確認できる。このため、申立期間⑤及び⑥については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に国民年金の資格取得手続が行われておらず、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、仮に、申立期間⑤及び⑥の国民年金の資格記録の追加処理が平成9年1月に行われたとすると、その時点では、申立期間⑤の保険料は時効であるが、申立期間⑥の保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人は、申立期間⑤及び⑥の保険料を、その当時に、町役場で納付したとす

るのみで、さかのぼって納付した記憶は無いほか、上記のとおり、A町では、役場窓口及び庁舎内の金融機関では過年度保険料を扱っていなかったとしているなど、申立期間⑥の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

申立期間については、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。私が48歳のころ、社会保険事務所で、昭和36年4月から納付済期間は12年あると言われたため、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にその母親が申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたと述べている。しかし、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間後の昭和41年6月に払い出されたことが記載されており、申立人には住所地の変更が無いなど、この払出以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されており、兄は、その父親から兄自身の国民年金加入手続をしたことを聞いたとしている。これらのことから、申立人の両親は、昭和41年6月ごろに申立人とその兄の国民年金加入手続を一緒に行い、その際、36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、昭和39年4月から41年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。しかし、申立人はその当時の保険料納付に関与しておらず、その状況について確認することができないほか、その当時に申立人及びその両親と同居し、申立人と一緒に国民年金加入手続が行われたその兄の申立期間の保険料も未納であ

り、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその母親は既に死亡しているため、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年4月まで

私は、昭和62年10月に会社を退職し、すぐに区役所で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料は、送られてきた納付書により、金融機関で全額一括納付したので、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前の昭和62年10月に国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻後の平成3年4月に払い出されたものであることが確認できる。A市B区が保管する申立人の被保険者名簿の作成日も同年4月10日で、申立人の婚姻後の姓で作成されている上、申立人が所持する年金手帳にも申立人の婚姻後の姓が記載されているほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の国民年金の資格（第1号被保険者）喪失、申立期間後の平成元年8月及び同年9月の国民年金の資格取得並びに資格喪失は、3年4月9日に追加処理により記録されたものであることが確認できる。

さらに、申立人は、平成2年7月以降は国民年金の第3号被保険者となっているが、この資格記録の処理（第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更）も3年4月9日に行われたことが、社会保険庁のオンライン記録に記録されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は平成3年4月に行われ、その際に、申立期間から加入手続までの国民年金の資格がさかのぼって記録されたものと推認される。このため、申立期間当時には加入手続が行われていなかった

た上、加入手続が行われた時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、昭和 62 年 10 月に国民年金の加入手続を行った後に送付された納付書により申立期間の保険料を一括で納付したと記憶している。しかし、申立期間は年度をまたいでいることから、同年 10 月に加入手続を行った後に送付される納付書は同年 10 月から 63 年 3 月までの分となり、同年 4 月以降の納付書は昭和 63 年度当初ごろに送付されることになる。このことから、62 年 10 月に加入手続したとすると、申立期間の保険料を納付する機会は少なくとも 2 回はあったことになり、申立人の記憶と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年ごろから40年ごろまで

私は、A社に昭和37年ごろから40年ごろまで勤務していた。

当時の事業主と事務員の名前を記憶しており、同僚二人と一緒に撮った写真もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚二人が、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)に記載されていることなどから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和37年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、40年1月18日に全喪しており、申立期間の一部は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社の被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号\*番から最終払出番号\*番まで欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、事業主及び申立人が提出した写真に写っている同僚二人は、いずれも既に死亡している上、当時の事務員からは申立人のA社における勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 11 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで  
A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日とされているが、17 年 11 月 1 日から勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民労務手帳及びA社の人事記録から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の厚生年金保険の適用範囲は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号。17 年 6 月施行。）では、常時 10 人以上の従業員を使用する工業、鉱業及び運輸業の事業所に使用される男子筋肉労働者を対象としていたものが、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）の施行（同年 10 月全面施行。）により、健康保険と同様に、常時 5 人以上の従業員を使用する工業・鉱業・商業の事業所及び事務所に使用される男女労働者（職員を含む。）に拡大されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、適用拡大により被保険者となった者であることを示す「改・1」の表示がある上、同台帳に記載された申立人の資格取得年月日は、適用拡大された厚生年金保険の受付開始日である同年 6 月 1 日となっている（保険料の徴収開始は厚生年金保険法の全面施行日である同年 10 月 1 日。）。

また、同僚は、「申立人は、申立期間当時、使役（連絡係）の仕事をしており、現場の仕事ではなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得年月日が昭和 19 年 5 月 16 日と記載されており、同日以前には申立人の名前も健康保険整理番号の欠番も無い上、他の被保

険者の資格取得時期からみて、当該資格取得年月日は健康保険に係るものであると考えられる。

加えて、A社の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者とも連絡が取れない上、申立人が名前を挙げた同僚は、死亡又は高齢のため、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月1日から同年12月25日まで

私は、申立期間において、現場を移った時期は覚えていないが、A社で継続して働いていた。厚生年金保険の被保険者記録が、昭和29年10月1日から同年12月25日まで無いことに納得がいかないため、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及びA社が提出した書類から判断して、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「当時の臨時建設員は、1年契約や現場の工期が終わるまでの契約で働いていた人が多く、現場から別の現場に移動する場合、厚生年金保険の被保険者記録が抜けている人も多くいた。その間、保険料は控除していない。」と証言している。

また、申立人が当時、同じ臨時作業員であったとして名前を挙げている同僚5人のうち3人については、A社の厚生年金保険の被保険者記録の途中でそれぞれ1か月の無資格期間がある。

さらに、上記3人のうち、申立人が一緒に現場を移動したと証言している同僚は、上記の無資格期間のほか、申立人と同様に、申立期間において被保険者記録が無い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1807

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月9日から平成5年8月1日まで  
私は、A社の昭和58年5月の入社当時から月額約40万円の給料を得ていた。それから徐々に上がって6年目には月額約50万円の給与をもらっていた。  
しかし、標準報酬月額はそれに見合ったものでなく、保険料も高い保険料が引かれていたと思うので、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた昭和58年から60年までの3年間及び平成5年の「所得税源泉徴収簿」に記載されている社会保険料控除額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額とおおむね一致する。

また、A社は、「平成4年の事業所火災による当該申立期間の一部に係る関係資料焼失のため、詳細は分からない。申立期間当初は、社会保険料を滞納し社会保険事務所から差押えをされるなど会社の経営状態も苦しく、社会保険料の負担が大きいことから標準報酬月額を低めにして、年数とともに徐々に標準報酬月額を高くしていったと思うが、給与から標準報酬月額に係る社会保険料より高い保険料を控除していなかったと思う。」と回答している上、申立人の前後に資格取得した複数の同僚の標準報酬月額と申立人の標準報酬月額との間に特段の差異は無い。

さらに、A社から提出された昭和58年8月から平成5年10月までの期間の「被保険者標準報酬決定内訳書」又は「被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額と社会保険庁の記録は一致している。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月30日から39年9月6日まで  
A社B支店から同社C支店に転勤した後のC支店での厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店及び同社C支店における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、同社B支店から同社C支店に転勤したことは推認できるものの、申立人の勤務期間についての証言は得られない。

また、社会保険庁の記録により、A社C支店は、昭和38年12月21日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、37年5月30日から38年12月20日までは適用事業所ではなかったことが確認できる上、社会保険事務所が保管する同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同支店が厚生年金保険の適用事業所になった38年12月21日から39年9月6日までの期間について、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

さらに、A社C支店は昭和62年1月9日に全喪、A社自体も、平成12年6月16日の本社を最後に全喪しており、申立ての事実を確認できる関連資料が得られない。

加えて、申立人と一緒にA社C支店に転勤した同僚二人についても、申立人と同様に、同支店における申立期間の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 11 月 1 日まで

私は、A社で勤めていた期間は高校に在学中であり、学生であることから勤務時間が優遇された。同社に勤務した際、厚生年金保険被保険者証を会社に提出したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の社長及び同僚の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 10 年 5 月 31 日に解散しており、当時の厚生年金保険に係る資料は既に廃棄しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、A社の当時の社長は、当時の取扱いは不明だが、原則として、高校に通っていた人は、卒業後も引き続き同社で働いた場合に正社員とし、その時点で厚生年金保険の被保険者資格取得の手続をしたかもしれないと回答している。

加えて、当時、高校に在学していたとする同僚6人のうち1人は、入社から1年4か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、他の5人は、申立人と同様にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、総務関係の事務担当者とされる者も、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1810

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 43 年 5 月まで  
知人から頼まれて、約 1 年間 A 社で勤務した。それまでは国民年金に加入していたが、同社入社後は厚生年金保険の資格を取得したはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社は、「申立人が勤務していた工事現場は A 社 B 支店の管轄であるが、当社が保管している人事記録台帳には申立人の名前を確認できず、申立期間において申立人が勤務していたかは不明である。また、厚生年金保険関係の資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立期間について、社会保険事務所における A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い上、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人と同じ現場で勤務していたと証言する同僚は、A 社 B 支店の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているところ、同人は、「厚生年金保険に加入していたか分からない。」と証言している。

加えて、A 社 B 支店において、厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「昭和 20 年代から 40 年代中ごろまでの工事の施工現場では、募集した労働者については、A 社の現場係の班長と直接契約を結んでいたと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1811

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年から 38 年まで

私は、A社に勤務し、厚生年金保険に入っていたので名簿に名前が無いのはおかしいと思う。厚生年金保険の記録を回復し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和56年5月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、また、商業登記簿によると、同年3月20日に解散しており、元事業主の親族によれば、当時の資料は廃棄済みで、申立人の記憶は無いとの回答で、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、申立人は同僚の記憶が無く、申立期間当時にA社において、厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚5人は、いずれも申立人の記憶が無いとの回答で、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人は、A社における勤務期間の記憶が曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から24年4月2日まで

私は、昭和23年5月から24年4月までA社B支店に勤務していた。同社は、同年にC社に吸収合併されたため、その後はC社の社員となったが、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社が保管している申立人に係る職員経歴簿により、申立人が昭和23年8月にA社に入社し、24年3月に退職したことが確認できる。

また、申立人が記憶しているC社の同僚は、「私の叔父が代表取締役を務めるA社B支店に申立人が勤務しているという話を、昭和23年8月ごろに叔父から聞いたことがある。」と証言していることなどから、申立人が同年8月からA社B支店に勤務していたものと認められる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、申立人が記憶している同支店の同僚4人のうち、本人と思われる記録が特定できた2人についても、同支店に勤務していたとみられる期間については、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、A社本社の厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立人及び当該4人の同僚の被保険者記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立期間当時にA社本社及び同社D支店に

おける厚生年金保険の被保険者記録のある者に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる有力な証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1813

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 7 月 22 日まで

私はA社の事業主であったが、平成20年に社会保険事務所の担当者から「当時、滞納額があったので帳じりを合わせる形で報酬月額を下げられている。」と聞かされるまで、自分の標準報酬月額が減額されていることを知らなかった。申立期間当時は会社の業績も良かったし、このような手続を行った記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A社は平成9年7月22日に厚生年金保険の適用事業所を全喪していることが確認できるとともに、申立人の申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額については、全喪日の翌日の同年7月23日付けで、当初記録されていた59万円及び50万円を22万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されたことが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人は、自分が社会保険事務を担当していたとしている。また、申立人は、「保険料を滞納していた時期はあったものの、自分の標準報酬月額の減額処理手続を行った記憶は無い。」としているが、社会保険事務所が保管している同社に係る厚生保険特別会計不納欠損整理簿の記録から、同社は、平成8年から厚生年金保険料の支払を滞納していたことが確認でき、同社の代表取締役であった申立人は、事業主として、申立期間に係る標準報酬月額の減額に同意したものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理を執行できる権限を有する立場にあったと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上、許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年12月22日から45年4月1日まで  
② 昭和49年9月21日から51年5月1日まで

私は、A社に昭和45年3月末日まで、B社に51年4月末日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間照会をしたところ、A社の申立期間①、B社の申立期間②が被保険者とされていないことが分かった。

社会保険事務所の被保険者記録によると、私の生年月日は間違えて記録されており、社会保険事務所の記録は信用できないので、詳しく調べた上で、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和45年3月末日までA社に勤務していたと主張しているが、同社が保管している人事カード及び申立人に係る社内の決裁書類により、申立人の同社退社日が43年12月21日であることが確認できるほか、雇用保険の記録においても、離職日は同日であることが確認できる。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和50年12月18日に全喪しており、申立期間のうち、同年12月18日以降の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社の元取締役及び複数の同僚に聴取したところ、申立人と同じ昭和49年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している複数の者が、申立人は自分と同じ同年9月に退職したとしているほか、50年4月以降に退職した者は、申立人は自分より前に退職したとしているなど、申立人が申立期間には同社に勤務していなかったとする証言はあるものの、申立期間に勤務していたとする証言を得ることはできなかった。

さらに、B社は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を得ることは

できず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

加えて、申立人は、自分の生年月日は「昭和24年\*月\*日」であるにもかかわらず、社会保険事務所が保管している申立人に係るA社の厚生年金保険被保険者原票に「昭和24年\*月\*日」、B社の厚生年金保険被保険者原票に「昭和24年\*月\*日」と誤って記載されていることから、社会保険庁の被保険者記録は信用できないと主張しているが、申立人がA社の入社時に提出した履歴書によると、申立人自身が生年月日を「昭和24年\*月\*日」と記載していることが確認できることから、申立人の生年月日に係る社会保険事務所の記録が誤っている原因は、申立人自身が正しい届出を事業所に行わなかったことにあると考えられ、申立人の生年月日に係る社会保険事務所の記録が誤っていることをもって、申立人に係る社会保険事務所の記録管理が不適切であるとも認め難い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 2 月 28 日から 21 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 10 月から 21 年 11 月まで A 市 B 事業所に勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除を証明できる資料は無いが、申立期間に同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(申立人は、当初は、昭和 17 年 4 月から 21 年 11 月まで A 市 B 事業所に勤務していたと申し立てていたが、厚生年金保険において、女性の制度適用が昭和 19 年 10 月からである旨伝えたところ、申立期間を 20 年 2 月 28 日から 21 年 12 月 1 日までと変更した。)

## 第3 委員会の判断の理由

A 市が保管している人事記録及び A 市職員共済組合の回答から、申立期間において、申立人が A 市 B 事業所 (昭和 17 年 5 月 5 日採用、21 年 11 月 30 日退職。) に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、当該人事記録によると、申立人は昭和 20 年 2 月 28 日付けで、事務助手から正職員である事務補 (雇員) に昇任し、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、事務助手であった複数の同僚についても、申立人と同日に事務補に昇任し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A 市職員共済組合は、「当時、事務補は雇員であった。昭和 24 年 1 月 1 日前に退職した A 市職員については、雇員として採用後、一定期間を経て吏員に昇任した後、初めて恩給法令 (退隠料等条例) が適用されることとなっていたため、雇員になった後、吏員となるまでの間、厚生年金保険や共済組合

のいずれにも加入していない期間がある。A市の雇員は、昭和24年1月1日にA市職員共済組合条例が施行されるまで退隠料等条例が適用されなかった。申立人は雇員として退職しているため、退隠料等条例の適用期間はない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、当該保険料控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1816

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から50年8月13日まで

私は、昭和47年5月1日からA社でトラックの荷下ろし及び積み込みの仕事をしていました。給与からは厚生年金保険料を控除されており、生活が苦しかったので、同社に「保険を辞めさせてほしい。」と頼んだところ、「そんな人間はいらない。」と言われ、退職させられた。同社の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人がA社において同一業務に従事したとする複数の同僚についても、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、当該同僚も「A社で勤務した期間は、厚生年金保険の被保険者となっておらず、国民年金の保険料を納付していた。」旨の証言をしている。

さらに、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、当該事業所は既に全喪し、解散しており、申立期間当時の書類は保存されておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 10 日から 45 年 5 月 7 日まで

私は、昭和 44 年 5 月 21 日に A 社に入社し、45 年 5 月 6 日まで継続して勤務していた。厚生年金保険記録を確認したところ、空白期間があることが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社における同僚の証言によると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 44 年 12 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間のうち、同日以降は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、複数の同僚は、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について記憶が無いと回答している。

さらに、申立人の A 社における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、A 社の事業主は、他界しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除に関する記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1818

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月17日から34年11月1日まで

私は、A社が倒産する昭和34年10月まで勤務し、その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、記録が無い申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社が閉鎖したことを覚えていること及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和27年4月17日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社に勤務していた元事業主の親族の証言によると、申立期間における同社の従業員は5人未満であり、申立期間において同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていないことが認められる。

さらに、当時の事業主は他界しており、元事業主の親族に確認したところ、当時の資料は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1819

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から35年5月4日まで

私は、A社に入社する前に勤務したB社を退職する際、同社から勧められて脱退手当金を受け取った記憶はあるが、A社の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、昭和35年8月29日に支給決定された脱退手当金はすべての期間(A社、B社及びC社)をその計算の基礎としており、支給額に計算上の誤りは無い上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B社を退職後に脱退手当金を受け取ったとしているが、同社の資格喪失日が昭和30年3月25日、A社の資格取得日が同年4月1日であり、極めて短期間であることから、申立人がB社を退職後、脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月15日から31年11月18日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されているため、厚生年金の支給対象とならない期間とされているが、私は脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年11月18日の前後2年以内に資格喪失した者15人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年1月14日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間とその後の被保険者期間とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したた

めに記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。